

指定介護予防支援事業所・指定居宅介護支援事業所 様

「介護予防ケアマネジメント」利用者への重要事項説明と契約事務

平成28年10月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）が始まります。これに伴い、地域包括支援センターでの「介護予防ケアマネジメント」業務が開始されます。

利用者が地域包括支援センターとの信頼関係の中で、安心してサービスを利用できるように、新たに「介護予防ケアマネジメント」を開始する際は、必ず重要事項説明をすると共に新しい契約書様式での契約を行うようお勧めします。

◎新しい契約書を作成する対象者（「介護予防ケアマネジメント」を実施する方）

要支援者 → 下記の①、②両方に該当する方

- ① 平成28年10月以降に新規・更新・区分変更により要支援認定を受けた方
（認定有効期間の開始年月日が平成28年10月1日以降の方）
- ② 現行相当サービス（訪問介護、通所介護）を利用し、予防給付のサービスを利用しない方

※新しい契約書様式は介護予防支援・介護予防ケアマネジメント共通様式です。
※上記①のみ該当する方についても、次のようなサービス内容の変更により、今後②に該当する可能性があるため、新しい契約書に切り替えておくようお勧めします。

★サービス内容の変更により、
介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを交互に実施する例
【例1】 訪問サービス（旧 介護予防訪問介護）を毎月利用し、歩行器（介護予防福祉用具貸与：予防給付）を不定期で利用する場合
【例2】 通所サービス（旧 介護予防通所介護）を毎月利用し、隔月でショートステイ（短期入所生活介護：予防給付）を利用する場合

事業対象者 → 平成28年10月以降に、基本チェックリストにより認定された第1号被保険者の方

※当面、更新でサービス利用中の方のみです。

◎新しい契約書作成時期

要支援者 → 認定有効期間が平成28年10月以降に切り替わった方から順次作成
※平成29年4月以降は、更新等の期間に関わりなく、上記の対象者となった方全て作成

- 【例1】 認定有効期間が平成28年11月1日からとなる場合
契約開始年月日が平成28年11月1日となるように契約書を締結
- 【例2】 認定有効期間が平成29年5月1日からとなる場合
契約開始年月日が平成29年4月1日となるように契約書を締結

事業対象者 → 事業対象者と登録され、介護予防ケアマネジメントを開始する際に作成

◎その他事務処理

重要事項説明と契約書等の締結を行います。地域包括支援センターまたは委託された指定居宅介護支援事業所は、利用者へ説明を行い、同意を得てください。

【作成書類】

(1)契約書 (2)重要事項説明書 (3)個人情報使用同意書

※上記の新しい契約書様式（雑型）等は市のホームページに掲載します。なお、文面内容については、あくまで参考例であり、各事業所の判断により適宜適正なものに修正してください。